

「重点的に進める取組み」対象事業一覧（計画P.31～P.33）

①安心して出産できる環境づくりを推進する

No.	主な取組み	取組みの概要	担当課
1	子育て世代包括支援センターでの支援の実施（利用者支援事業の実施）	母子保健施策と子育て支援施策の更なる連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。	子育て支援課 保健センター 子ども育成課 子育て相談課
2	子育て支援情報全般の集約と発信	専用サイトに妊娠期からの子育て支援に関する情報を集約し、周知します。また、メールマガジンによる情報発信を充実させます。	子育て支援課 子ども育成課

②乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する

No.	主な取組み	取組みの概要	担当課
3	地域子育て支援拠点事業の推進	中学校区ごとに実施する地域子育て支援拠点相互の連携を図るとともに、各拠点の質の向上に取組み、身近な地域で子育ての不安が解消できるよう事業を実施します。	子育て支援課 子ども育成課
4	地域の子育て支援団体等との連携強化	地域において子育て家庭が「孤育て」家庭とならないよう、地域で活動する子育て支援団体等との連携を図ります。	子育て支援課 子ども育成課

③幼児教育・保育の充実を図る

No.	主な取組み	取組みの概要	担当課
5	幼児教育・保育の一体的な運営の推進	多様化する教育・保育ニーズ、低年齢児の待機児童対策や少子化等の課題に対応するため、教育・保育が一体となって取組むことが可能な環境整備・運営体制を推進します。	幼児保育課 学校教育課
6	待機児童対策の推進	年度途中に待機児童（特に0～2歳児）が発生する状況を踏まえ、低年齢児の受入れ枠の拡大・充実を図ります。	幼児保育課
7	公民連携の推進	教育・保育ニーズの多様化に対応するため、特徴ある教育・保育を実施する私立保育園への移行を推進し、保護者が選べる教育・保育を提供します。	幼児保育課 学校教育課
8	園舎の老朽化対策	老朽化した園舎について、計画的に建替・大規模改修を行うことで、園児の保育環境の整備を図ります。	幼児保育課 学校教育課
9	国際化等に伴う体制整備の推進	国際化の進展により増加している外国籍児童への支援や保護者への相談体制を整えます。	幼児保育課 学校教育課

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

No.	主な取組み	取組みの概要	担当課
10	教員・支援員の拡充	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教員・支援員の拡充を行います。	学校教育課
11	いじめや不登校対策の推進	児童生徒に対する相談活動の充実や学校での児童生徒の心の安定や自立を援助することにより、早期の学校復帰等を目指します。	学校教育課
12	特別なニーズに対応した教育	支援を必要とする児童生徒に対して、適切な支援を行うことができるよう、支援員を配置することにより、学校生活の安定及び教育環境の向上を図ります。	学校教育課
13	外国人児童生徒に対する日本語教育などの積極的支援	初期の日本語教育を受けることにより、学校生活に早期適応が図れるようにします。また、日本語習得レベルに応じた日本語教育が受けられるようにします。	学校教育課
14	学校施設の老朽化対策	老朽化した校舎、体育館等の更新等を実施することにより、児童生徒の学習環境などの改善を図ります。	学校教育課
15	子どもが安全安心に過ごせる居場所の環境整備	小学校の更新等に合わせ、小学校内に子どもの居場所となる施設を整備し、放課後の安心・安全な居場所づくりに取組みます。	子育て支援課 子ども育成課 学校教育課
16	放課後児童クラブ施設の公設化の推進	小学校の更新等に合わせ、小学校内に放課後児童クラブ施設を整備します。	子育て支援課 子ども育成課 学校教育課

⑤安心して子育てが行える環境を充実させる

No.	主な取組み	取組みの概要	担当課
17	総合相談窓口体制の整備（子ども家庭総合支援拠点）	令和4年度までの開設を目指し、子どもの成長や子育ての悩みを安心して相談できるよう、市の相談窓口を整理集約し、必要な専門員を配置するなど相談しやすい体制を整備します。また、訪問等による継続的な支援の充実を図り、適切な支援を行います。	子育て支援課 保健センター 子育て相談課
18	子ども医療費助成の拡大	保護者の経済的負担を軽減することにより、子どもの適切な医療を受ける機会を確保し、健康の保持増進等の福祉の向上を図ります。なお、令和2年度から対象者を高校生等まで拡大します。	国保年金課
19	コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携	地域と学校が互いにパートナーとして「連携・協働」することにより学校運営の改善や児童生徒の健全育成に地域とともに取組みます。	学校教育課
20	児童発達支援センターの機能の充実	特別な支援が必要な子どもの発達や状況に応じ、相談支援、訪問支援等の療育支援の充実を図ります。	子育て相談課
21	個別の教育支援計画に基づく教育、保育の実施（特別支援教育の充実）	特別な教育支援を必要とする子ども一人ひとりに合わせ、適切な指導・対応を行います。	学校教育課 幼児保育課

No.	主な取組み	取組みの概要	担当課
22	個別の教育支援計画を活用した 幼保小中の連携強化	幼保小中連携を行うことにより、子ども一人ひとり に対し、切れ目のない適切な指導・対応を行います。	学校教育課 幼児保育課
23	子どもの学習・生活支援事業の 充実	支援の必要な子ども一人ひとりに寄り添った学習 機会の提供のほか、生活全般の相談を行い、将 来への意欲を高められるよう支援します。	子育て支援課 子ども育成課

⑥子どもの見守り、子育てにやさしい社会の形成を推進する

No.	主な取組み	取組みの概要	担当課
24	地域の子育て支援団体等の育 成・支援	核家族化が進む中、子育て家庭が地域で孤立 しないよう、地域で子育てを支援する団体の育成 や支援を行います。	子育て支援課 子ども育成課
25	地域の子育て支援団体 等のネットワーク化の推進	地域における子育て支援の推進を目的として、 地域の実情に応じて子育て支援団体や関係施 設及び行政によるネットワークを構築します。	子育て支援課 子ども育成課

⑦仕事と家庭の両立支援

No.	主な取組み	取組みの概要	担当課
26	多様な預かり事業の整備・推進	働く保護者の多様なニーズに対応した預かり事 業を整備します。	子育て支援課 子ども育成課 幼児保育課 学校教育課

③幼児教育・保育の充実を図る

No. 6. 待機児童対策の推進、No. 7. 公民連携の推進、No. 8. 園舎の老朽化対策

市立花園保育園民営化事業

低年齢児の保育ニーズの高まりにより、年度途中で待機児童が発生している状況があるため、民間保育所の拡充を進めるとともに、民間保育所と公立保育所が連携し、低年齢児の受け入れ枠の拡大や多様化する保育ニーズに対応していく必要があります。

令和元年度に策定した「半田市保育園等公民連携更新計画」に基づき、花園保育園の建替え・民間移管を実施するため、新設保育園の整備・運営を行う民間事業者を令和3年8月に決定しています。

今後は、民間事業者への運営移管を、従来の予定どおり令和5年4月1日に実施します。また、市立花園保育園を仮園舎として当面の間利用することとし、建設工事が完了次第、新園舎での保育を開始する予定です。

施設・事業の種類		保育所				
公私区分		私立				
法人名		ライクキッズ株式会社				
施設名		にじいろ保育園 花園				
所在地		半田市有楽町6丁目5番2 ほか				
認可定員		225人				
利用定員 (人)	給付認定	1号認定	2号認定 3～5歳	3号認定 0歳 1・2歳		合計
	花園保育園	—	180	—	28	208
	にじいろ保育園花園	—	180	6	39	225
	増減	—	0	+6	+11	+17
実施事業		延長保育（19時半まで）、障がい児保育、地域活動、一時保育、休日保育				

○スケジュール

三者協議会開催（令和3年9月開始）

※開園まで2～3か月に1回開催

※三者：保護者、整備・運営法人、半田市

令和4年 4月 引継ぎ開始

令和4年 7月 新園舎建設工事開始

令和4年12月 共同保育開始

令和5年 4月 民間事業者へ運営移管（市立花園保育園園舎での保育実施）

令和5年 8月 新園舎完成

令和5年10月 新園舎開園

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

No.12 特別なニーズに対応した教育

学校生活支援事業

(1) 学校生活支援員活用事業

集団生活になじめない児童への支援や、授業中の学級補助等の支援などを行うことにより、児童が安定した学校生活を送れるよう、小中学校へ支援員を配置しています。

(令和4年度は小学校に38名、中学校に15名を配置)

○学校生活支援員(小学校)

児童数に合わせて、各学校1～4名配置し、1日5時間で年間900時間勤務します。

○中学校支援員(中学校)

生徒数に合わせて、各学校3名ずつ配置し、1日5時間で年間900時間勤務します。

(2) 特別支援学級補助員

特別支援学級数や在籍児童数に合わせて各学校に1～2名配置し、児童の学校生活を補助することにより、健全な学級運営を実施し、特別支援教育の充実を図っています。補助員は、1日5時間で年間900時間勤務します。(令和4年度は小学校に18名を配置)

(3) 特別支援教育相談員

相談員が市内全小中学校の特別支援学級を巡回し、特別支援教育担当教諭・補助員・コーディネーター等への指導助言及び支援を行うほか通級指導教室の教諭への研修・指導を実施しています。(令和4年度は5名を配置)

切れ目のない支援体制整備充実事業

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、保護者負担の軽減となる看護師や介助員の配置や、その他必要な措置を講じています。

看護師、介助員ともに1日6時間で年間1,320時間勤務します。(令和4年度は看護師2名、介助員2名を配置)

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

No.14 学校施設の老朽化対策

老朽化した学校施設について、全体的な施設更新を行うことで、児童生徒の学習環境等の改善を図ります。

【乙川中学校】令和5年1月供用開始

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事業内容	・地質調査委託 ・基本設計業務委託	・実施設計業務委託	・実施設計業務委託 ・改築工事 ・工事監理委託	・改築工事 ・備品等運搬業務委託 ・旧校舎解体工事	・運動場整備工事

【亀崎小学校】令和7年9月供用開始予定

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業内容	・地質調査委託 ・基本設計業務委託	・実施設計業務委託（校舎） ・仮設校舎リース ・旧校舎解体工事	・仮設校舎リース ・改築工事（校舎） ・工事監理委託	・実施設計業務委託(体育館) ・改築工事（校舎） ・備品等運搬業務委託	・改築工事（体育館） ・外構工事

※予定している供用開始に向けて必要な工程スケジュールを記載していますが、令和5年度以降の予算措置ができていないものではありません

⑤安心して子育てが行える環境を充実させる

No.20 児童発達支援センターの機能の充実

児童福祉法の改正（令和4年6月公布）に伴い、「児童発達支援センター」が地域における障がい児支援の中核的な役割を担うことが明文化されるなど、今後ますます、同センターの機能の充実が求められてきております。

半田市においても、「児童発達支援センターの機能の充実」は、本計画の下位計画である「半田市障がい児福祉計画」の重点施策として定めており、その実現のために下記の4つの施策区分を設け、具体的な取組を推進しております。

(1)身近な地域の通所施設として、療育機能の強化を図ります。

医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰かくたん吸引その他の医療行為）が必要な児童も安心して通所できるように、園医と半田病院の小児科医との連携を実施しています。

令和4年度は「医療的ケア児等コーディネーター」を中心に主治医・訪問看護ステーションとの連携についても推進していきます。

また、作業療法士の勤務日数を増やし、感覚統合訓練を充実させていきます。

(2)「発達支援相談あゆみ」を中心に関係機関と連携した継続的な相談支援を実施します。

令和4年度機構改革により、これまでつくし学園内にあった「発達支援相談あゆみ」が「家庭児童相談等（要保護児童対策含む）」「母子保健」等の各相談部門とともに子育て相談課に統合され、情報共有・連携をより迅速に行うことが可能になりました。

また、課内に配置された公認心理師による就園・就学を迎える児童に対する発達検査を新たに開始し、児童の保護者が適切な進路選択を行えるように客観的な発達の評価に基づいた助言等を行います。

(3)地域における中核的な療育施設として、支援機関へ指導・助言等を行うことにより、市全体の支援の質向上を図ります。

「巡回療育支援事業」では、専門職（保育士・理学療法士・公認心理師・相談支援専門員）によるチームで、市立保育園等を巡回訪問し、当該施設職員に対する療育的な観点からの支援方法の助言・指導を実施しています。

令和4年度は、私立保育園への専門職チームによる巡回訪問や作業療法士による統合訓練を新たに実施し、また障がい児通所支援事業所、放課後児童クラブ等への巡回対象施設の拡充も検討していきます。

(4)家族が子どもの障がいの特性等を理解し、孤立せず、安心して子育てを行うことができるように支援します。

公認心理師（子育て相談課職員）により、ふたば園及びつくし学園在籍児童を対象とした「ペアレント・プログラム」を、それぞれの園で2クール実施します。

また、「ペアレント・トレーニング」については、民間事業所に委託して実施します。

令和4年度は、受講者に対する事後フォローの体制整備や保育園等に在籍している児童への実施などについて検討していきます。

⑤安心して子育てが行える環境を充実させる

No.23 子どもの学習・生活支援事業の充実

子どもの学習・生活支援事業

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活困窮者自立支援事業と連携して、学習・生活支援事業を実施するとともに、子ども食堂等の市民活動団体と地域で子どもを育むためのネットワークを構築しながら、半田市の子ども達が夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖の防止のため、支援の必要性の高い子どもへの学習支援、居場所づくり等を行っています。

① 常設学習・生活支援事業

要保護世帯（生活保護受給世帯）及び準要保護世帯（児童扶養手当受給世帯、市民税非課税世帯等経済的に困窮しており、教育委員会が援助を必要と認めた世帯）に属する中学生に対し、学習の支援、生活相談、社会性を育むためのイベント等を実施することにより、貧困の連鎖の防止を図っています。

また、様々な事情から事業への参加ができていない児童へのアプローチとして、訪問・電話等による学習や相談等の支援を実施し、家庭と連携しながら当該児童の参加を促進しています。

② 長期休暇学習・生活支援事業

NPO法人等が学校の長期休暇中における子どもの居場所の提供や学習の支援を実施しています。

委託に含まれる「家庭連携業務」で事業への参加が長期間できていない生徒へ電話等で相談支援をしているものの、依然として長期欠席生徒がいることが課題です。

今後、生徒とその保護者に対するアプローチの方法や本人のやる気を引き出す工夫を検討していきます。

その他

半田市子育て支援事業検討プロジェクト会議

【目的】

子育て環境知多半島No.1の街を目指すため、市民と市職員によるプロジェクト会議を設置し、未来を担う人づくりにつながる真に必要な子育て支援策を検討し、提言することを目的とする。

【委員】

子育て中の半田市民

構成員：市民委員 5名（就労中 2名、育休中 1名、専業主婦 1名、公募 1名）
市職員 3名

【事務局】

子ども育成課

※オブザーバーとして保健師 1名（子育て相談課）

【具体的な実施内容】

・令和 5 年 9 月までに全 6 回（令和 4 年度 4 回、令和 5 年度 2 回）の会議を開催。

※第 1 回会議 令和 4 年 8 月 18 日（木）10 時～

内容（1）委員委嘱

（2）会議の趣旨説明及び今年度のスケジュールについて

（3）その他

・本市での子育てに対する悩みや不安、本市の支援事業に関する評価など、広く、多様な声を集め、真に必要な子育て支援策を検討する。

・会議で検討した支援策について、令和 6 年度の予算化・事業実施を提言する。

【その他】

・会議の実施場所を、クラシティの会議室とする。

※委員が会議中に子育て支援センターの託児サービスを無償利用できるよう配慮する。

また、参加者の市営駐車使用料は無償とする。

・状況に応じてオンラインでの参加ができるよう柔軟に対応できることとする。

・会議は、委員の時間的負担に配慮し、90分以内で終了する。